

会議録要旨

会 議 名	第27回恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成25年3月14日(木) 9:30～ 市役所3階301・302会議室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 高橋 修 相坂正一 雪下 章 松尾重喜 田中亜希子 菅原宏輔 事務局 桑山課長 広中主査 佐々木主査 大林主任 傍聴なし

開会（横山委員長）	
<p>本日は、最後の市民委員会になります。また、決めなければならないことが多くありますので、2時間で終わらないかもしれません。早速議題に入っていきたいと思います。はじめに、前文についてのF部会での検討結果についてF部会の報告をお願いします。</p>	
<p>○ それでは、過日F部会で検討した結果についてお話をさせていただきます。修正案も含めてご提案いただいていた歴史観の追加についてですが、結論から申し上げますと、当初提案させていただいた部会案のままとさせていただきたいというものです。</p>	
<p>資料にまとめてあるとおりなのですが、最初に開拓の歴史を書かなければならないという理由はありません。提案された歴史に関しては、そのお話もよく分かるのですが、先住民のカリンバの時代から書けばいいとかいろいろ考えられるのですが、これからの恵庭をどうするかという視点で前文を書くというコンセプトですので、部会案のままとさせていただきたいとなりました。また、歴史を入れるということになると、前文のトーンをすべて見直すということになってしまうことから、F部会としては原案のままとしていただければありがたいという結論になりました。</p>	
<p>委員長 はい、ありがとうございます。F部会で改めて検討していただいた結果がこのとおりとなったわけですが、これについてはいかがでしょうか。</p>	
<p>○ 先住民の問題などそういう思いは分かります。しかし、私が考える歴史は、恵庭市史に記述されている歴史で、恵庭という名称がいつ付けられたのかというところに主眼を置いたもので、そういうことを恵庭市民は知っておくべきということを簡潔に述べようとしたものです。確かに詳しく書くと冗長になるかもしれませんが、恵庭という名前がいつからできたかという観点で考えた私の考えですので、F部会は部会の考えがあつての結論なのですから、ここで皆さんで結論を出していただければそれで良いと思います。</p>	
<p>委員長 歴史について入れたいという理由を述べていただきました。</p>	
<p>○ 私は、この条例を市民に周知するときに、恵庭市民の中には歴史を知らない人もいると思うので、ここに少し書いておくと、そういうことを知らしめることができると考えました。</p>	
<p>○ 前文に歴史的な流れを入れなければ以下の条文を理解することができないかというところではありませんし、歴史観を書かないとまちづくり基本条例ができないというものでもありません。また、まちづくり基本条例は歴史認識を踏まえないと作れないというものでもありません。この後の恵庭のまちづくりをどうしたいかということをはっきりさせることが基本条例を作る大事な</p>	

要素になります。何年にどうしたという歴史事実を書かなくとも、恵まれた庭という記述の中にその思いは含蓄されるのではないのでしょうか。また、諸先輩方が、恵庭の歴史が書かれていないからこの基本条例はおかしいという指摘をするということもないのではないかと考えています。これがF部会の考えです。

委員長 ということですが、皆さんいかがでしょうか。

○ 二つの考え方があって、歴史を書こうとするときに、「恵庭市」の歴史を書くということと、「恵庭というエリア」の歴史を書くということがあると思います。他の市の歴史を見ても、過去の歴史を書くときには相当神経を使っているように思います。開拓何年とか開基何年というときに大議論になった先住民族との関係で、いつをもってこの地域が成り立ったのかという非常に繊細な問題があって、美唄市を除いていつからとか何年という標記を注意深く外しているように見受けられます。そういうことから、F部会でひとつの考え方をもって整理をしておりますし、なぜ前文を置くのかとか最初からそういう整理をした上で議論が必要だったので、F部会で見識をもって整理していただいたことに対しては尊重したいと思いますので、原案のとおりでよいと思います。

委員長 ほかにご意見はあるでしょうか。

それでは、このF部会の考え方についてご承認いただけるでしょうか。

一同 承認

委員長 それではこのとおりとさせていただきます。

次に、積み残し項目について検討したいと思います。事務局からひとつずつお願いします。

事務局 はい。それでは最初に、執行機関の定義についてですが、まずは定義をおく必要があるかないか。そして、定義を置く場合にあっては、独立して号を置くか、括弧書で説明するかのどちらにするかということです。

委員長 それでは、執行機関につきまして定義を置いた方がよいのではないかとありますが、まずは置いた方がよいかどうかについてご意見をお願いします。

○ 第2条の定義にある市の説明ですが、市長と今言っている執行機関を指すこととしていますが、市役所の組織のようなものは触れる必要はないのですか。私は、最初は市長と市役所組織のようなイメージでいました。

委員長 それについては、市役所組織はいわゆる市長部局として市長に含まれてきます。

○ 括弧書で定義した方がよいのではないのでしょうか。

委員長 定義は置いた方がよいということですね。他の方はいかがでしょうか。

○ 事柄からいうと、括弧書で十分なんじゃないのでしょうか。

委員長 括弧書というご意見が続きました。

○ 一般市民にとって執行機関というのは馴染みがありませんので、括弧書で定義すれば良いと思います。あと、監査委員については委員会ではありませんが、これは独任制ということで良いのでしょうか。合議制ではないということですね。

事務局 代表監査委員というのが置かれ、監査報告などは一部合議によって出されるという考え方はあります。しかし、基本的には行政委員会ではなく行政委員という整理です。

○ ホームページには監査委員会事務局と書かれていたと思いますがいかがですか。

事務局 監査委員事務局というのが正式なのですが、ホームページを見て確認してみます。

○ ところで、独立行政委員会と言いますが、教育委員会は本当に独立していますか。

○ 法的には独立しています。

○ 実態としては、予算を握っているのは市長部局ですので、そういう面から操作するということはあるでしょうから、まったく独立して自由にできるというものでもないと思います。

委員長 そうですね。予算との兼ね合いなどはあると思いますが、制度的には独立していると考えなければなりませんよね。

○ 例えば、国保の運営協議会というものは執行機関に入ってくるものですか。

事務局 執行機関ではなく附属機関になります。

委員長 それでは定義は置くということでよろしいですね。
また、括弧書で規定するということがよろしいでしょうか。

一同 賛同

委員長 それでは次に、地域コミュニティについてお願いします。

事務局 地域コミュニティについて定義を置いて、条文中では「町内会などの」という例示を省略しようとするものです。事務局案の地域コミュニティというのは、一定の地域範囲に居住する住民によって構成される良好な地域社会の維持や形成のために活動する住民自治組織というように考えていて、住民自治組織といえば町内会で、町内会についてどうしても書きたいということです。

委員長 これについてはどうでしょうか。コミュニティの定義の次に地域コミュニティの定義をすると逆に分かりづらくなるような懸念がありますね。

○ これは、意味合いとしては「コミュニティのうち」というものですか。率直な感想を申し上げますと、前段の丁寧な書き込みを省いて「町内会などの住民自治組織」と書いた方が分かりやすく思います。

委員長	ここは、コミュニティの定義を置いていますので、その中で地域コミュニティも説明できれば良いと思います。
	○ コミュニティの前段部分にある「生活の場である地域社会を構成する人々の集まり」というが地域コミュニティなのではないですか。
事務局	この部分は随分考えたところなのですが、前段部分は住民自治組織が入りますが、それ以外の商店会や老人クラブ、子ども会、学校の父母会なども含まれると想定しています。地域コミュニティと想定しているのは住民自治組織だけです。
	○ もっと言うと、機能とか役割とか権限とかまったく関係無しに、そのエリアに住んでいればその集団を指しているのが前段部分と考えて良いですね。
委員長	「共通の目的や関心によって結びついた人々の集まり」というのは、老人クラブやNPOが該当するという考えでしょうか。
事務局	老人クラブは前段の方が主かもしれませんが、後段にも該当してくると思います。両方に該当する団体というのも存在していると思います。
委員長	そうですね。そういうことから、コミュニティの説明は原案のとおりで良いです。ただ、地域コミュニティをうまく説明しなければなりませんね。
	○ 条例の中で地域コミュニティという字句が用いられているのは、コミュニティの条の第4項だけです。定義しなくてもうまく説明できれば良いと思います。二つ並べて定義しているのは違和感を覚えます。
	○ 似たような言葉が並列に定義されているので、内容は別にして見たときに違和感があるのです。表現は別にして、第7号のコミュニティの定義の中でうまく説明できれば良いのではないのでしょうか。
	○ コミュニティの第4項で用いている「地域コミュニティ」という字句をそのまま定義の表現に置き換えるのはおかしいでしょうか。
	○ 私は、皆さんと同じように混乱というか惑わされる印象を持ちます。そこで、逐条解説で説明するという方法はいかがでしょう。
委員長	解説でも細かく説明する必要があると思いますが、条例を読んで分かるようにしておく必要があります。そのための定義ですので、工夫して説明することが大事でないでしょうか。また、第4項の修正案は、どういう議論になっていたでしょうか。
事務局	本日議論する予定のもので、前々回の市民委員会で提示した事務局修正案のままです。
委員長	そうでしたね。その修正案を見てみると、むしろ原案の方が良いような気がしています。「町内会などの地域コミュニティ」というように町内会を明確にしているというように感じます。そうすると、地域コミュニティの定義が省略できるように思います。

積み残し項目の4番も一緒に考えましょう。事務局から説明をお願いします。

事務局 前々回の市民委員会で、コミュニティと地域コミュニティと両方を規定することにしたため、第4項で地域コミュニティと急に出てくることから定義を置くこととしたということと、提携という字句が規定内容を分かりづらくしているということから、協力関係に改めるというものです。

委員長 原案、事務局案、市民委員案という3つが示されているのですね。

○ 今、町内会だけが例示されていますが、恵庭市内には公団住宅のようなところによくある自治会というのがありますか。

事務局 呼称だけの話ですと、相生町内会は自治会を名乗っています。

委員長 そうすると、「町内会・自治会」という表現になりますか。

○ しかし、そうですと議論がまた元に戻ってしまいます。最初に、固有名詞を並べるとどんどん例示が増えてしまうので、「町内会など」の「など」にすべて含むということで、他の例示はしないということにした覚えがあります。

○ 私が言った自治会というのは一般名詞としての自治会です。

○ しかし、読む人にとっては、現に恵庭市にある自治会をイメージします。すると、それは固有名詞になってしまうと思います。すると、他の団体も含めて例示すべき団体は増えませんか。

委員長 自治会が町内会だということであれば、それだけで後は増えないのではないのでしょうか。

○ 以前の議論で「町内会・自治会など」とするよりも「町内会など」としましょうという結論になりましたね。

○ 道営住宅や市営住宅には団地自治会というものがありますが、それらは町内会とは別のものなのでしょうか。

事務局 マンションの管理組合のような自治会も含むイメージでしょうか。

○ それだけで町内会組織としている場合もあるでしょうが、恵庭ではだいたい町内会の一部となっているのではないのでしょうか。

委員長 すると、一般的には町内会にすべて含まれるということでもよろしいですね。それでは定義についてはどうでしょうか。

○ コミュニティの定義の後に、なお書きで、「なお、○○」と続けるのはどうでしょうか。

委員長 地域社会の維持や形成のために活動するのは住民自治組織ばかりではないため、これを書くことが分かりづらくしていることにならないでしょうか。

○ 確かにコミュニティと地域コミュニティの説明はそんなに変わらない内容です。であれば、「町内会など」とすれば良いように思います。

委員長 事務局の説明では、町内会とか地域コミュニティが大事だということを言いたいという趣旨でしたね。「町内会など」と第4項に書く方が強いニュアンスが出せませんか。

○ 第7号と第8号は一つの文章になり得るものです。コミュニティというのは、町内会以外の様々なものも含む人の集まりということですから、第7号の説明の中に組み込めるはずですよ。

委員長 第7号の前段には地域コミュニティも含んでいきますので、重複してしまうことが問題です。

○ 元に戻すとした場合、前々回の議論のとおり、第1項から第3項まではコミュニティを書いて、第4項で急に地域コミュニティとなることが不自然になってきます。このため、「地域のコミュニティ」とすることで解決することはできません。

委員長 しかし、地域コミュニティという用語があって、その意味合いのものを想定していますので、別の言い回しはどうでしょうか。

○ 第8号を止めて、コミュニティの第4項を元に戻すことで良いと思います。また、構築という言葉は止めて作りにするということでしたが、それはそうした方が良いと思います。

委員長 提携という字句は除いていいと思います。それではどうしましょうか。第4項は元の規定文にするということはどうでしょうか。そして第8号は削って、提携の字句も除くということですか。そして、構築と作るはどちらにしましょう。

○ 私は構築という言葉にまったく違和感がないのですが、よく読んでみると、堅苦しい印象があります。

○ できるだけ分かりやすい方が良いでしょう。

委員長 それでは「作る」にしましょうか。

○ 第5章は「協働のまちづくり」ですよ。ですと、コミュニティの第4項は、コミュニティとの協力関係とするよりも、協働とした方が良いでしょう。協力と協働は意味が違いますよね。

○ 第3項では、協働でまちづくりを進めると書いていますので、その流れからは協働としても良いかもしれませんね。

委員長 すると協働という字句を用いた方が良いでしょうか。

○ 協働関係というのはないでしょうから、どうしましょうか。

委員長 協力及び提携ということから協働だったんでしょ。提携という字句は確かに分かりづらいので、協力と連携の関係とすると協働にならないでしょうか。「関係」というようにすると

難しくなってしまいますね。

○ 「協働の下」と繋げられないでしょうか。

委員長 繋がる先は「まちづくりを進めなければ」というようになりますか。

○ この第13条の並びは、第1項は市民はこう活動できます。2項は市民、議会、市はこれこれを尊重します。3項で市は支援する。4項で市は支援するのとは別に協力とか連携とか協働とかを作るといことなんでしょうか。

委員長 町内会などを大切にしようということから、コミュニティは支援をしますが、その中でも町内会が特に重要であることから、協力していこうという趣旨です。一般的には第3項までの規定になるでしょうが、第4項を加えたというのは非常に特徴的なことで、敢えて入れたという部分になります。

○ 第1項から第3項までは繋がっていて、それに特筆して第4項を書いたという構成です。このため、第4項でも協働を進めることを書けば良いのではないのでしょうか。

委員長 しかし、そうすると、第3項の規定内容と同じになってしまうので、おかしな感じです。そこで原案は協働と提携としたのでしょうから、連携と協力の関係というようにする方法はどうでしょうか。

事務局 「関係」という字句が難しくさせているということであれば、「地域コミュニティと協力及び連携しなければなりません」ではどうでしょうか。

委員長 簡単にするのであればそれで良いかもしれません。関係という言葉が要らなくなりますね。

○ 協働の本質と、連携・協力というのは意味が違うのだと思います。連携や協力というのはしたければすばい、したくなければしなくていいというもので、お互いの技や知恵を出し合っ
て一体となって進める協働とは違います。協働ということで進めていくところを、連携・協力と
いうように後戻りしてしまう印象です。

○ 協働については定義が置かれていますね。ここでは、協力と責任分担と、共に考え行動する
ということが一番大きいですね。単に協力するだけでなく、行動するという積極性がありますの
で、協働という意味合いを消さない方が良いのではないのでしょうか。

委員長 「地域コミュニティとの協働を進めなければなりません」でも良いかもしれません。どうで
すか。

○ 第4項の頭の部分はどう変わったのでしょうか。「市は、まちづくりにおいて町内会などの地域
コミュニティの果たす役割が特に重要であることを認識し」ということが生き返ったのですね。

事務局 「町内会など地域コミュニティ」の部分なのですが、これまでの議論では第4項で急に地域
コミュニティが出てくるのが不自然ということから第8号の定義を考えたのですが、その書き
方もおかしいということで削ることとなりました。それは良いのですが、第7号の文頭に、「町内

会などの住民自治組織である地域コミュニティをはじめとする」というのを持ってくるのはいかがでしょうか。

委員長 そうすると地域コミュニティも説明されるということですね。

○ そのようにしてほしいです。

○ 第7号の定義の中に入れ込むということですね。

委員長 趣旨はよくわかりましたが、少し長いですね。もうちょっと短くしましょうか。「町内会などの地域コミュニティをはじめとする」で良いでしょう。

それではそのようにしましょう。

では次に第5章の章見出しと第12条の見出しについてお願いします。

事務局 第5章の章タイトルの「参加・協働」、また第12条の見出しの「市民参加による協働のまちづくり」には、それぞれ「参加」という字句を用いていますが、条文中に参加という字句が出てきません。このため、それぞれ「協働のまちづくり」に修正をしようとするものです。

委員長 参加という文字がないのでこれを取ってしまおうというものですが、これはどうですか。

しかし、市民参加ということには少し拘りがあります。参画という言葉は何度か出てきますね。なので参画の定義は必要だということになっていますね。

○ 第5章ですが、第12条の見出しと同じタイトルですので、「協働」だけでも良いのではないのでしょうか。ダブって構わないのであれば同じでも良いです。

委員長 委員長が蒸し返してしまうのもおかしい話で恐縮なのですが、自治基本条例の中に市民参加を謳うことはとても一般的ですので、これを除いてしまって良いものでしょうか。

○ 協働のまちづくりというのは市民参加がないとできませんよね。だから、省くか謳うかということでしょうか。

委員長 だから謳うということなのです。

○ まちづくりの基本原則には、市民、議会、市が協働して行うというようにしていますので、協働の中に含まれているというように私は考えていました。

○ 意味的には重複しますね。

委員長 第2章の市民の権利と市民の責務で市民参加について書いてありますよね。それを踏まえて1項設ける必要があるというように考えられないのでしょうか。文言としてはいろいろ意見があると思いますが、どうでしょうか。

○ 基本原則では、市民、議会、市というのをワンセットで言っていますね。それが協働するというもののセットですね。

○ 先ほどの章のタイトルと見出しの重複の話ですが、第6章の情報の共有、第8章、9章も同じですので、特に問題はないようです。

委員長 その部分はそれで良いでしょう。しかし、市民の権利では、参画する権利を謳い、市民の責務で参加の義務を謳っています。そうすると、市民参加を保障するようなことを書いておかないと市民参加は進まないと考えられます。

市が市民参加を推進する、あるいは条件整備に努めるというような規定が必要です。

○ そのお話で追加するのは、何条に入れるというのでしょうか。

○ 第5章の第12条の第1項に入れるということなのではないでしょうか。

委員長 そうですね。市は、市民参加を推進するよう努めます。という内容です。

○ すると、第2条の定義にも問題は出てきますか。参画の定義についてです。

委員長 第5条が参画で第6条が参加というようにしましたね。私はどちらかにした方が良いかと思いましたが、そう決めましたのでそれで良いのです。しかし、協働のまちづくりを進めようとするときに、行政と住民の関係が変わってきますが、行政側に対して市民参加を推進させるような規定を置いておく必要があるというように考えています。それは必要なことではないでしょうか。

○ 第12条の第3項の市民、議会及び市が市民活動に取り組む環境整備に努めるようになっていますが、それに含まれるということにはならないでしょうか。

委員長 その部分はもっと広く一般的なもので、市民の責務としているので、それに対する行政側の責務的に書いておく必要があるというものです。

○ 私は、参加と参画は明確に違うと考えていますので、「市民参画」ということで書く方がむしろ良いように思います。参加というのは少し主体性に乏しい感じがしますので、強く主体性を持って参画というようにするのは良いと思います。

委員長 参画というと、まさに方針の決定などに主体的に関わるということになります。しかし、そこまで主体的でなくとも、まちづくりに市民が関わることの重要性があるわけですから、市民参加について1項目加えておく必要があると考えています。

参画としたり参加としたり使い分けているので、ここは参加で良いでしょう。

○ 具体的な手立てというのは情報の共有であったりここに書かれていますので、それ以外の包括的なものとして行政側に義務付けするということですね。

委員長 これは、自治基本条例の標準的な規定内容です。

○ 私は、権利が参画なので、市民参画による協働のまちづくりが良いと思います。

委員長 参画については権利として保障する部分ですね。それは明確にして良いと思いますが、誰もが主体的に関われるというものでないため、責務の方は参加にしていますよね。ということは

市があらゆる市民を対象に、参加について保証することが必要です。

まず最初に、第1項で一般的な市民を対象にした市民参加について規定をして、第2項以下で具体的に協働を書いていくということでしょうか。

○ 突然市民が参画としないで、緩い意味でまずは参加しましょうということでしょうか。最後に参画ということでしょうか。

○ 市民の責務としては、「努めるものとします」となっていますので、必ずもしなければならないという訳ではなく、できれば参加しましょうというものですよね。ですから、参加はそういうレベルなんじゃないでしょうか。

委員長 市民にはそれぞれ事情があるわけですから、人によってできる範囲で参加すれば良いのだと思います。一方、市側には市民参加を進めることを書く必要があるのではないですか。

○ 先ほど、市民参画による協働のまちづくりという意見を出しましたが、参画が強すぎるというお話はよく分かりましたので、それは市民参加で良いと思います。

○ 前回は、委員長・副委員長がご不在で決めたのですが、決定したことにはそれで決めるというように事務局から説明がありましたが、そうではなかったですか。

事務局 そうです。しかし、前回決めたのは、参加と参画の両方を使い分けて用いるということを決めたので、この件は話し合っていないです。

委員長 そうですね。

○ それでまた戻ってしまったんですね。

委員長 いいえ、戻った議論をしている訳ではなくて、協働のまちづくりの条に市民参加について1項書き加えるかどうかの議論を新たにしているのです。

○ この条文を考えたときには私たちは気づかなかったのですね。

委員長 市民参加の推進は、自治基本条例の標準的な規定になっていますので、省略しない方が良いというように考えます。

○ その場合の主語は「市は」と書くのですね。市民ではないのですね。

委員長 そうですね。

事務局 今の皆さんの意見交換を聞かせていただいて、市民参加について市側の責務として規定するのであれば、この協働の条にあっては、最後の第4項にすると収まりが良いのではないのでしょうか。

委員長 それでも良いかもしれませんね。規定ぶりによって収まりの良いところに規定すれば良いでしょう。

○ 元々の原案は、「参加」という字句を見出しなどに用いてなんとなくごまかしているような感じでしたが、今度、ここに市民参加について1項入れるということにすると、協働の部分に市民参加だけが急に出てきてバランスが悪くないでしょうか。委員長のご意見は1項建てるというものですよね。

委員長 収まりが悪かったりすときは、別に条を建てても良いと思います。

○ 他の自治体を見てみると、参加と協働をひとつにしているところと、別にしていてところ両方ありますね。

委員長 条を別にした方が良さそうですね。

○ そうした場合でも章のタイトルは「協働のまちづくり」が良いと思います。

委員長 それでも良いですね。

○ 委員長のお話を聞いてなるほどとも思いました。市民参加も協働の一部ですので、書くことに抵抗はありません。

○ 時間もありませんので、決めてしまいませんか。私は、条を新設しても良いと思います。

委員長 それでは、まちづくりの市民参加の推進についての市の責務について条を新設して規定することとしてよろしいでしょうか。条文については事務局と相談して決めたいと思います。

一同 賛同

委員長 それでは次に3番目の項目ですが、これは今の話と関連するので、事務局と相談します。それでは5番目についてお願いします。

事務局 これは最終フォーラムでの市民意見に基づいて規定を置くこととした住民発意による住民投票実施の方法に関する規定で、前々回の市民委員会で規定を置くことを決め、たたき台となる事務局案が資料の規定内容です。

「市長及び市議会議員の選挙権を有する市民は、法令の定めるところにより、住民投票を実施するための条例の制定を市長に請求することができます。」という規定案です。

委員長 これについてはいかがでしょうか。

○ これは住民投票のことを言っていますよね。それではこの第2項を第1項の代わりに置けば良いのではないのでしょうか。このままでは重複しませんか。

事務局 第1項は、市が住民投票を実施するときは条例に基づかなければならないということを規定しています。そのきっかけとなる条例の制定については、市長提案、議員提案、住民の直接請求という3通りがあります。そのうち、住民の直接請求の部分だけを外だして第2項に規定したというものです。

○ なるほど。分かりました。

委員長 そうすると、議会については書かなくても大丈夫でしょうか。

事務局 外だししたのは住民の直接請求だけで、議員提案については敢えて書かなくても良いというように考えています。

委員長 第1項は、「市は」というように書いているため、市長提案の印象がとても強くなってしまいますので、議会だけが書かれていないということになりそうです。

事務局 第1項は、条例制定に関することは書いてなくて、住民投票の実施について書いてあるだけです。条例制定のきっかけは市長提案、議員提案、住民の直接請求があって、その結果住民投票を実施するのは市であることから、市が主語となって住民投票の実施について書いたというものです。

○ 住民投票の企画者というか実施主体は、市しかなれないということで良いですか。誰が請求しようと実施するのは市ですね。その発案する最初のとっかかりは、市民もできるというのが第2項ですね。議会は、条例は作れても実施するのは市ですね。

委員長 そうであれば、文章を工夫することはできないでしょうか。

事務局 最初の考えは、「別に条例で定めるところにより」の中に市長も議会も住民も入っているので、わざわざ法令の定めるところによって条例制定請求ができるということは書く必要がないという部会のまとめでした。その中で、住民発案による条例制定だけは特筆して確認的にでも書くということになりましたので、第2項を新設したものです。

○ そもそも論ですが、住民投票は、条例を定めないとできないものでしたか。条例を定めないといきなりはできないものでしたか。

事務局 条例に基づかない住民投票はダメですという法令の制約はありません。このため、基本条例に「条例の定めるところにより」と規定することによって、市長が勝手に実施するのではなく、議会の審議を受けた上で実施するというのと、条例に基づくという法的性格を与えることができるという効果があります。

委員長 「議会の議決を経て制定された条例により」と書くのはどうでしょう。

○ 市長専決の条例制定はあり得ますか。

事務局 ありません。

委員長 そうですね。ありません。そのとおり、議会の議決を経ない条例というのはないのですが、議会の関与を何とか明示したいというように思うのです。理屈は当然分かっているのですが、うまく規定できないでしょうか。

○ 「別に条例で定める」の「別に」というのには意味がありますか。「条例で定める」というように規定するのは何か違うのでしょうか。

事務局 これは、「別に定める」というのが規定趣旨で、それは何で定めるかという「条例で」ということなので、続けて「別に条例で定める」としているものです。

○ 「別に定める」と「条例で定める」については、「条例で定める」としても良いように思いますがどうですか。

委員長 「住民投票の実施に関する条例に基づき実施する」として、「議会の議決によって制定された住民投票の実施に関する条例に基づき実施する」と書くのはどうですか。

○ 分かりやすいかもしれませんが、「住民投票条例で定めるところにより」だけで良いのではないですか。

委員長 議会の関与についてあえて入れたいという意図はあるのですが。

○ 議会の議決を経ない条例がないのであれば、わざわざ書く方が違和感があります。

○ まだもやもやしているのですが、住民投票そのものは自治法上はないのですよね。そして、住民投票をしろということは条例を制定することによって可能となりますね。その条例制定について住民には直接請求権があるということが自治法に書かれているのですね。条例制定権の中で住民投票実施の条例を作れということを入れ込んでいるという二段階になってますね。それともうひとつ、住民投票に関する法的な制約がないので、理論上は市長さんが勝手に住民投票をやると言ってすることもできる。このため、その部分について条例に基づくよう縛りをかけている。それが第1項の意味で、その文言の中には誰が発案しても条例制定すれば良いのでいいんだということなのですが、「市は、住民投票ができる」という主語と述語だけを見ると、住民発意の部分などが全く見えないので、第2項を新設したという整理で良いですね。

委員長 そのとおりです。

○ それで、あと議会ということですが、議員発意の住民投票というのはどういうことですか。

委員長 議員提案の条例案の提出で、12分の1の数の議員数で議案の提出ができます。

○ それは条例制定に関してですよ。

修正案の第2項の「法令の定めるところにより」が続く先は、「条例の制定を請求することができる」に向かうのですね。

事務局 そうです。

○ 自治法の第74条そのものをここに書いているということですね。

○ 私は、議会のことまで書くのはややこしくなる感じがします。大事なのはフォーラムの意見でもあったとおり市民発意について書くことです。

委員長 それでは、議会は書き加えないこととして、「住民投票条例の定めるところにより」というように修正することよろしいですか。

○ 固有名詞のように使ってだいじょうぶでしょうか。

委員長 「住民投票の実施に関する条例」などのようにしたいと思います。
それでは6番をお願いします。

事務局 これは、市長意見から出された「恵庭市のまちづくりが進むことによって、北海道やひいては国の地域づくりが進む」という自治体を目指すべきということを規定できないかというものです。事務局で検討をしたところ、確かにそのとおりなのですが、他の自治体などとの連携を規定する部分に規定するのは内容が異なるので大変難しいので、規定文には入れないこととしたいと考えました。

委員長 私も規定内容を考えると、事務局の結論のように規定事項にまではできないかなと思います。市のまちづくりの意気込みとしては大変良いですね。

○ もし必要があれば逐条解説に書けばいいです。事務局案でいいです。

委員長 それではそういたします。
次に条例規定事項の履行状況の公表についてお願いします。

事務局 基本条例の実効性を担保する仕組み作りということから、奥州市の規定を参考に事務局案をまとめました。奥州市の公表内容について調べたところ、例えば情報公開の部分では、前年度の情報公開件数ですとか個人情報の開示請求件数とその取扱結果など、既に一般に公開しているようなものがほとんどでした。具体的な数値目標を設定して達成度を公表というようなことは難しいと思っていましたが、確かにそうはなっていませんでした。

委員長 事務局から事前に資料をいただきましたが、数値目標のようなものはやはり大変難しく、作文のような報告になってしまうことも仕方ないと感じました。大事な事は、4年や5年おきにきちんと条例の見直し作業をするということですが、事務局が考えているように、非常にハードルの高い義務を課すのでなければ規定を置いても実施が可能なので問題はないということです。

○ 奥州市以外の例はありましたか。考えてみると、履行状況というのは基本条例の性格からは難しいのかもしれませんが。

委員長 見直し作業をきちんと行うというのが特に重要で、その見直し作業をやっていない自治体があることが問題なのです。

○ 先ほどの意見は、どうせと言ったら怒られるかもしれませんが、たいした報告はできないということが予想されたからですが、事柄としては、どこかのセクションがきちんとイニシアチブをとって管理していくということが必要だと思います。そうでないと何度も言われている絵に描いた餅というようになってしまいます。公表を義務付けないとそれが担保されないということであれば規定する必要があると思いますが、あまり意味のない報告になってしまう懸念がありますので、

それだったら必要ないのではないかと思います。その一方で、そういうことでも書いておいた方がよいのではないかという気持ちもあります。どっちとも判断できません。現実には、そのことによってビシバシ進むということはないと思っています。

委員長 政策調整課で履行状況のデータを蓄積しておく必要はあります。

○ 私は、行政のいろんな分野でデータを作って情報公開をしていることから、基本条例にあえて規定する必要はないと思っています。そういったデータは個別の行政運営の分野できちんと公表していただければ良いので、基本条例側で取りまとめる必要はないと思います。

○ 無くて良いのではないのでしょうか。

委員長 それでは、特に規定は設けないということにします。

時間が相当経過していますが、最後まで終わらせてしまいたいと思います。予定の時間を過ぎましたら、次の予定がある方はどうぞご退席なさってください。

その前に、これだけは決めたいということがあります。条例の文体についてです。

○ 「ですます体」ですときてますので、「ですます体」が良いのではないですか。

一同 賛同

委員長 それでは「ですます体」に決めたいと思います。

それでは次の全体調整にいきたいと思います。

事務局 全体調整に関連して事前提出された意見をまとめてあります。大きく2項目に分かれていて、一つ目は既に決まっている部分について再検討を求めるものです。その最初意見は、議員の責務の規定の部分で、「総合的な視点に立って判断」の部分で「公平に」というように修正してはどうかというご意見でした。この部分の議論の経過について、部会から市民委員会までをまとめてありますが、第23回市民委員会でもかなり意見を出し合っていたものをそのまま載せてあります。その最後の部分をご覧くださいと、そこにまとめてあるとおり、いろんな方面から検討を重ねて最終的に「総合的」に落ち着いたことが分かります。そういった経緯を踏まえて原案のままではどうでしょうかというのが事務局の案です。

二つ目は、職員の責務のところの管理職の規定を削ってはどうかというものですが、これも同じように議論の経過をまとめて載せてあります。そのように多くの意見を出し合ってまとめた部分ですので、これについても原案のままとさせていただきたいと考えています。

委員長 それでは、この2つの部分ですが、相当議論をした部分ではあります。議事録も掲載されていますが、最終的には今の原案に落ち着いています。それに対する修正案についてはいかがでしょうか。

委員長 この提案は私が行ったのですが、全体を眺めている中でもう少し市民に分かりやすくという視点で提案をしたものです。その辺りを踏まえて皆さんで議論していただきたいと思います。

委員長 ということですが、いかがでしょうか。

委員長 ここでかなり議論はしてはいたんですが、「総合的」というのはかなり便利な言葉ではありませんので、いろんな要素を組み入れて「総合的」としたのですが、「公平に」というのはどうなのでしょうね。市行政ということであれば「公平」ということを意識する必要があると思いますが、議員の判断基準を公平とすると、何に対して公平なのかが少し分からないかもしれませんね。

○ この部分は、要するに自分たちのまち、要するに既得権、そういう自分の区域の利得権を主張しているところが多いという流れを見たときに、もう少し公平にということのを設けたいと考えたところです。

委員長 すると、市全体を見通した視点ということになりますね。そうですと総合的な視点ということに含まれてくるとは思いますけどどうでしょう。

○ 意見の意図を私なりに汲みすると、議会の中では多数会派が強引に決めてしまうという数の暴力のようなことがありますので、そうではなく、公平に判断してほしいということも含まれていると思います。しかし、委員長がおっしゃったように、公平というのは何を基準に何に対して公平かということになると困ると思います。

○ 意見のように公平という意味がかちとした言葉を使うというのはとても大事だと思います。意見交換会で議員に申し上げたのは、一部の出身地域の利益だけで市政の判断をすることなく公平にということと、もうひとつは、空間的なものだけでなく、将来に向かって今だけ良いというのではなく、時間的なものも含めて総合的に判断してほしいというものでした。

委員長 この部分はかなり議論をしました。いろいろな角度から考えてすべて書くよりも総合的という言葉に収めたということにしましたので、逐条解説などで詳しく書いていただくようにするというのでどうでしょうか。規定文は総合的として、解説で総合的を説明するということです。

一同 賛同

委員長 それでは、管理職員に関する部分ですが、ここもかなり議論をしていますけど、いかがでしょうか。

○ これも私が提出したもので、今の時代にあえて部下だとか管理職員だとかと出すのはどうなんでしょう。それでこの部分をカットするという意見をだしました。また、管理職員が部下を指導しなければならないのは当然かもしれませんが、逆に部下から学ぶところもあるんですよね。そういう相互研さんというのが必要であって、あえて管理職員というのを出すのはどうかという思いがあって、カットしてはどうかと考えたものです。

委員長 ここでいう管理職員というのは、課長職以上ということになりましたね。組織マネジメントにも関わってくる部分ですが、どうでしょうか。

○ ただ、実体としては、職員の異動というのは2年くらいで行われていますので、その2年間でエキスパートに養成するというのは大変難しい。そのため、管理職員によるOJTというのがものすごく大事になってきます。そういう意味からすると、私はこのまま残した方が良いでしょうというように考えます。

○ 私も、修正意見ではどこにでもある当たり前のことで、今、市の職員に意識改革をしてもらうためには、この基本条例に基づいてどう市民のためにサービスをするかということを考えてもらいたいので、原案の方がふさわしいと思います。

委員長 この条例を作ることによって、職員の意識改革に繋げるというのは効果として期待できることです。恵庭市では、他の自治体にはない管理職員の規定を置くということですから、非常に特徴的な部分だと思います。

○ 私は以前管理職の管理の仕事をしたことがあります。当時は管理職はもっとしっかりしろという強い思いはありました。しかし、今ご意見があったように、職制上下位の者と一緒に仕事をして学ぶところがあるというのは確かにそうだと思います。それでも、昔と同じで管理職はしっかりやってほしいという気持ちもありますので、原案のように残しておきたいと思います。その中で、「部下の職員」という言い方は大丈夫でしょうか。いつだったか研修を受けたときに部下と言って怒られた記憶があります。管理職員はいいと思いますが、部下という表現はどうでしょうか。一緒に仕事をするメンバーですよ。

○ そうですね。上下関係を言うのではないので、「管理職員は、所属する職員を指導し」というようにしてはどうでしょうか。所掌というのも良いと思いますが一般的ではありません。

委員長 所属するということに変えますか。しかし、どこに所属しているのかを言わないのは大丈夫でしょうか。

○ 「その所属する」とすれば良いのではないのでしょうか。「当該」という意味です。

委員長 「当該」は良いですね。しかし少し難しい言葉ですね。それでは「その」ということにしますか。

それでは次に全体調整に関する部分ですが、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 (1)(2)は重複しますが、語尾の関係です。行政運営の章について、市や市長を主語に規定する部分を「なければなりません」に統一すべきというご意見です。

(3)は、「市の組織は、相互に連携し」を「市の組織は、相互に連携を密にし」に改めてはどうかというご意見です。

(4)は、審議会等ですが、前々回でも議論になりましたが、効率的だけでなく効果的も加えるべきというご意見です。

委員長 それではここまでをまずやりましょう。(1)と(2)は関連しています。20条から24条までの語尾を「努めなければなりません」に統一しようという意見です。

○ 語尾の調子として、重たい順はどうなるでしょう。

委員長 最も重たいのが直接「しなければなりません」で、次が「努めなければなりません」その次が「するものとします」で「努めるものとします」という順序でしょうか。

○ 「務めます」というのと「努めなければなりません」はどちらが効力としては重たいものですか。「努めます」の方が強いように思いますがどうですか。

○ 「努めなければなりません」の方が強いですね。

事務局 いわゆる努力義務規定ということになります。努力する義務を課しています。

○ 「努めます」は自分で言っているだけのような印象です。

○ そうですか。私は「努めます」の方がやらなきゃならないという印象でした。

事務局 なるほど、宣言のようだイメージするとそういう印象になるかもしれませんね。

委員長 これは両方があっても構わず、必ず統一しなければならないというものでもありません。

○ 私は統一した方が良いと思います。「努めなければなりません」に統一するのが良いです。

○ 語尾のランクを調整しないまま現在まできていますね。この部分は強くしなくちゃならないということなどを整理しなければならないのではないのでしょうか。

委員長 それではひとつひとつ見ていきましょう。

○ 第22条の財政運営のように重要なところを自己宣言のように「努めます」とするのは軽い感じがしますね。もっときつく「なければならない」としてほしいです。特に第1項は、「努めなければならない」ではなく、「行わなければならない」としてほしいです。

○ そうですね。私もそう思います。

○ 市とか市長に対してはきつく言って良いのではないのでしょうか。市民が主語になっているところは、努めますのようにして良いと思います。

例えば、出資団対等のところでは、「公表しなければなりません」としていますが、財政運営のようにもっと重要なところを「努めます」ではおかしく、「行わなければならない」とすべきです。しかしすべてを見ていくといろいろとそのトーンがありますね。

委員長 それでは、トーンの同じくするというので、22条、23条、24条について、「努めなければなりません」としましょうか。

一同 賛同

委員長 次は(3)の組織運営の修正意見ですが、「連携を密にし」とするということです。

○ 「密にする」というのは法制的には大丈夫なのでしょうか。「緊密にする」というのではないのでしょうか。俗っぽい表現ですね。

委員長 緊密で良いのではないのでしょうか。それでは、「連携を緊密にし」が良いですね。

そして、その次の審議会等ですが、これはご意見のとおり修正しましょう。そうすることになりましたよね。

それでは、その次(5)からの説明をお願いします。

事務局 (5)は、安全で安心なまちづくりの条で、「災害等の緊急事態に備えて」を「災害などに備えて」に修正してはどうかというものです。

(6)は、「構築」を「作り」に変えるというご意見です。

(7)は、条例の見直しに当たって、「市民の参画する委員会」の設置を義務付けるような規定を置こうというものです。

(8)は、文章全体の話ですが、「等」を「など」とするということです。

委員長 (5)についてですが、「災害など」というように簡潔に書いてはどうかという意見ですがどうでしょうか。

○ 例えば、市内全域が突如断水してしまったというのは災害ではない緊急事態ですよ。それも「災害など」の「など」で読み込むということですか。原案は、「災害等の緊急事態」というように、緊急事態の例示で災害等としているので、災害以外も入るイメージがあります。

○ 災害以外の緊急事態も「など」に含ませるように持っていった方がいいと私は思います。この度の津波に関する気象庁の表現が変りましたが、それと似たように災害に包括させた方が良いと思いました。

○ 災害と緊急事態ではどちらが広い範囲でしょうか。

○ 緊急事態に至らない災害もありますよね。

○ しかし、災害でない緊急事態もありますよね。例えば事件であるとか。

○ 例えば、吹雪で多重衝突があったが救助困難というようなのは災害でしょうか。吹雪だと自然災害かもしれませんが、災害以外も想定した方が良いのではないのでしょうか。

○ 市に期待する危機管理体制について、災害を主に考えるか、災害以外も含む緊急事態というのはもっと広い範囲を原案は言っているようですが、どうでしょうか。市に求めるのはどういうことなのでしょうね。

○ 恵庭市の防災計画では、銃の乱射などの緊急事態は想定していませんね。

○ 防災計画ではそうかもしれませんが、これからはあらゆることを想定する必要があるかもしれませんね。市民の生命、身体及び財産を保護するわけですから。

○ 原案と修正意見では何が違うんでしょうね。

委員長 修正案の方が少し広い範囲になっているように思います。

○ 後段に「災害に強いまちづくり」というフレーズが出てくるので、「災害等」を削って、「緊急事態に備えて」で良いのではないのでしょうか。

○ 自分で言い出しておいて何なのですが、緊急事態だけで使うのは少しおかしいですね。
市役所の役割としては災害で良いと思います。

○ それでは修正案でいいですか。

委員長 それでは修正案どおりに修正しましょう。

続いて、国や北海道及び他の市町村との連携ですが、先ほどは「構築」を「作り」にしましたので、ここでも同じ修正をして良いのではないのでしょうか。

○ ところで、この「つくり」は漢字で「作り」ですか。

事務局 漢字使用の例では漢字です。

委員長 平仮名が良いのではないですか。平仮名で統一してください。

それでは条例の見直しについて、市民委員会のようなものの設置を義務付けるような規定ですが、書いてなくても恐らく市民委員会のようなものは作るでしょうね。

○ この場合、「市民の参画する委員会」なのですか「市民が参画する委員会」なのですかどっちなのでしょう。

事務局 「の」の場合は、「市民の参画」までで、「が」の場合は「市民が参画する」までではないでしょうか。しかし、普通どう使うかについてはよく分かりません。

委員長 意味が通じますので好き嫌いのお話かもしれませんね。それでは原案のまま加えることにしましょう。

それでは最後に文章全体の話に進みましょう。

○ 確か「など」と「等」の使い分けがあったかと思いますがどうだったでしょうか。

事務局 詳しく用語の用例を説明できませんが、この条例の中では、略称として用いるときは「審議会等」のように「等」を用いて、例示の結びには「など」を用いるようにしています。

委員長 そういう使い分けが良いのではないのでしょうか。基本は「など」です。

それでは以上ですべての議論を終えました。市民参加については事務局と相談をして規定案を考えたいと思います。では事務局から報告事項をお願いします。

事務局 ・地区説明会 ・提言書提出等について報告

委員長 それでは時間を相当オーバーしてしまいましたが無事終わらせることができました。本当に長い期間、委員の皆さんも欠席されることなく27回の会議を開けました。皆さん本当にご苦労様でした。後は地区説明や提言書提出でお会いしたいと思います。

どうもお疲れ様でした。